

地理空間情報活用推進基本計画案について

経緯:

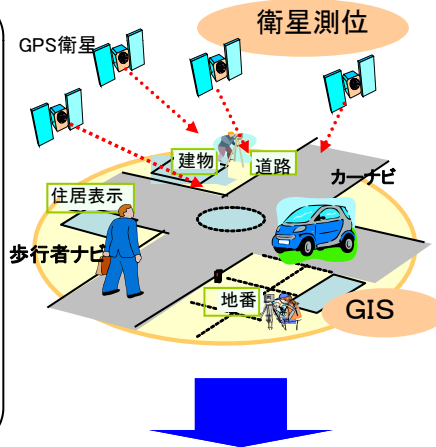
- 平成19年5月 議員立法により「地理空間情報活用推進基本法」が成立(同年8月29日施行)
- 基本法第9条の規定に基づき、政府は、「地理空間情報活用推進基本計画」(5カ年間)の策定中

計画の目標

地理情報システム (GIS)

Geographical Information System

デジタル化された地理空間情報を電子地図上で一体的に処理して視覚的な表現や高度な分析を行う情報システム



衛星測位 (PNT)

Positioning, Navigation and Timing

人工衛星から発射される信号を用いて位置や時刻情報を取得したり、これらを利用して移動の経路等の情報を取得すること



誰もがいつでもどこでも必要な地理空間情報を使ったり
高度な分析に基づく的確な情報を入手し行動できる
地理空間情報高度活用社会の実現

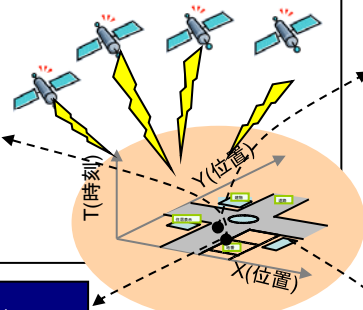
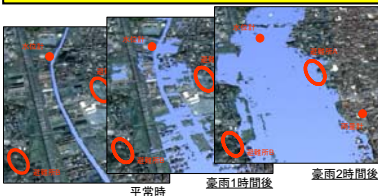
1

目指すべき姿 —「地理空間情報高度活用社会」の実現—

国土の利用、整備及び保全の推進等

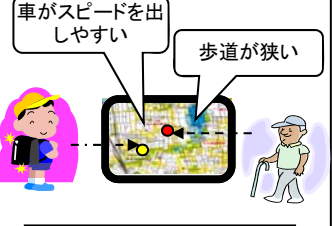
- ・GISは国土計画などの策定に利用
- ・衛星測位は離島の管理・保全などに利用
- ・特に防災分野では、GISと衛星測位の連携による災害状況の把握などへの活用に期待

豪雨時の洪水シミュレーション



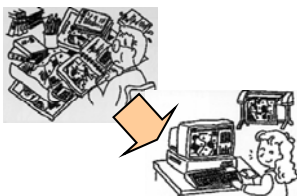
国民生活の安全・安心と利便性向上

- ・公共施設などの情報や行政情報をワンストップで提供
- ・高齢者等の移動支援など高度な民間サービスの提供



行政の効率化・高度化

- ・基盤的地図データの共用による費用削減
- ・GISと電子会議室を組み合わせたまちづくりの意見・情報集約など質の高い取組



新たな産業・新サービスの創出と発展

- ・コンテンツの流通環境が広がることによるビジネスチャンス拡大
- ・携帯電話と衛星測位機能を合わせたサービス発展への期待



2

地理情報システムに関する重点施策

地理空間情報の整備・提供・流通の促進

○様々な主体が作成した地理空間情報を円滑に整備・提供・流通させるためのルールが必要

重点施策

- 地理空間情報に関するJIS等を制定し、普及を図る
- 個人情報・知的財産権等の取扱いに関するガイドラインを策定する
- 国の安全の観点から配慮すべき事項について適切な枠組みの構築を図る

地理空間情報の電子化と基盤地図情報の整備・更新・提供

○地理空間情報の電子化が必要



地形図

空中写真

統計情報

○地理空間情報の位置の基準となる共通白地図が必要

重点施策

- 地理空間情報の電子的な整備とその活用を進める
- 共通白地図（基盤地図情報）の整備を推進する
- 国の保有する基盤地図情報を原則、無料でインターネット提供する
- 地方自治体のGIS整備に対して、技術的支援・補完的財政措置を行う

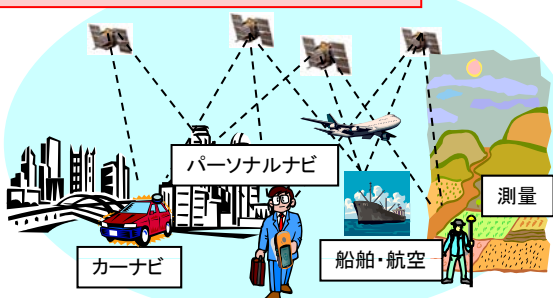
3

衛星測位に関する施策

衛星測位に係る研究開発、技術実証・利用実証の推進

○衛星測位の利用については、米国のGPSに依存
→ 信頼性の高いサービスの安定的な確保が必要

米国政府との密接な連絡調整等



我が国で幅広く利用

全地球的にわたる衛星測位に関するシステムの運営主体との連絡調整

- 我が国の衛星測位の利用は米国のGPSに大きく依存
→ 「日米GPS全体会合」の定期的開催
- 各国の衛星測位システム（米国GPS、欧州連合(EU) Galileo、ロシアGLONASS等）の動向把握

GPS : Global Positioning System

衛星測位の高度な技術基盤の確立

○研究開発の基本的考え方

我が国が衛星測位に係る技術基盤を保有することが必要

○基礎的・基盤的な研究開発等

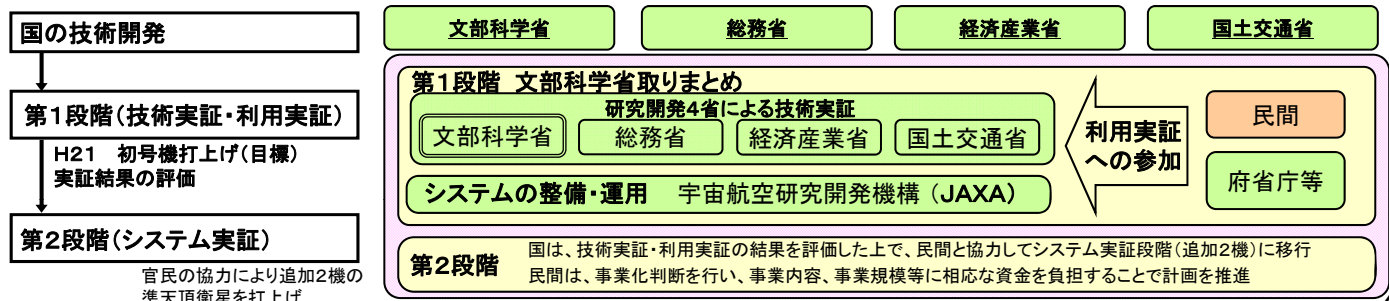
ETS-VIII ほか

○衛星測位の利用の促進

国の機関等による利用 ほか

○準天頂衛星システム計画の推進

準天頂衛星システム計画に関し、衛星測位に係る技術及び利用可能性を実証し、その成果を踏まえた利用を促進



4